

平成 20 年 8 月 27 日
安全研究審議会

重点安全研究の評価の実施要領（一部改訂案）

1. はじめに

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）では、原子力安全委員会が定める「原子力の重点安全研究計画」等に沿って実施する安全研究（以下「重点安全研究」という）を実施している。安全研究審議会（18(規程)第4号により設置、以下「審議会」という）は、機構で実施している重点安全研究の中立性・透明性を確保するため、重点安全研究の研究計画、研究内容及び成果の活用等の評価を行う。

本実施要領は、審議会が実施する、かかる重点安全研究の評価の方法を定めるものである。

2. 実施時期

審議会は、原則年 2 回開催する。

3. 評価対象

原子力安全委員会の「原子力の重点安全研究計画」（平成 16 年 7 月 29 日原子力安全委員会決定）及び「日本原子力研究開発機構に期待する安全研究」（平成 17 年 6 月 20 日原子力安全委員会了承）を踏まえ、同委員会からの技術的課題の提示又は規制行政庁からの要請等を受けて機構が実施する 7 分野（①規制システム分野、②軽水炉分野、③核燃料サイクル分野、④放射性廃棄物・廃止措置分野、⑤新型炉分野、⑥放射線影響分野、⑦原子力防災分野）の重点安全研究を、審議会の評価の対象とする。

4. 評価内容とスケジュール

(1) 年度評価

審議会では、年度毎に前年度の成果と当該年度以降の実施計画について、研究計画（位置付け、設定目標、進め方）、研究内容（進捗状況、成果）、成果の活用（見通し、成果の公開を含む）、計画見直しの必要性等について審議・評価を行う。

(2) 中間評価

平成 20 年度開催の審議会では、機構の中期計画期間の中間点として、進捗状況（17～19 年度の成果、達成見通し）、成果の活用（見通し、成果の公開を含む）、計画見直しの必要性等について審議・評価を行い、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）」（以下、「大綱的指針」という）に基づく研究・開発評価の「中間評価」として取りまとめる。

(3) 事前評価

平成 21 年度開催の審議会では、第 2 期中期計画期間における重点安全研究課題の実施計画について審議・評価を行い、大綱的指針に基づく研究・開発評価の「事前評価」を取りまとめる。

(4) 事後評価

平成 22 年度開催の審議会では、第 1 期中期計画全期間における重点安全研究課題の成果及び成果の活用等について審議・評価を行い、大綱的指針に基づく研究・開発評価の「事後評価」として取りまとめる。

5. 評価の方法

評価は、重点安全研究課題全般を対象とし、安全研究センターの安全研究委員会（17 全（通達）第 2 号）、次世代原子力システム研究開発部門の安全研究専門委員会（18 次（通達）第 8 号）、地層処分研究開発部門の「深地層の研究施設計画検討委員会（18（通達）第 1 号）」、「地質環境の長期安定性研究検討委員会（18（通達）第 2 号）」、「地層処分研究開発検討委員会（18（通達）第 3 号）」、原子力基礎工学研究部門の「原子力基礎工学研究・評価委員会（17（達）第 42 号）」等での議論を踏まえた自己評価を参考とし、個別の研究課題又はその他の視点について留意事項を付記する。

6. 評価結果及び答申

評価結果は報告書として取りまとめ、委員の査読を経て、委員長が理事長に答申する。

7. 審議会及び評価結果の公開

審議会は、原則公開で開催し、評価結果報告書は、原則公開とする。

8. その他

その他、審議及び報告書作成に係り必要な事項は、審議会の議決により定めるものとする。